

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 フジ庚午店
(2) 所在地 広島市西区庚午南一丁目14番1

2 大規模小売店舗を設置する者

JR西日本プロパティーズ株式会社
代表取締役社長 森 克明
東京都港区芝五丁目34番6号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)	名称	JR西日本プロパティーズ株式会社
	住所	東京都港区芝五丁目34番6号
	代表者の氏名	代表取締役社長 大久保 憲一

(変更後)	名称	JR西日本プロパティーズ株式会社
	住所	東京都港区芝五丁目34番6号
	代表者の氏名	代表取締役社長 森 克明

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり

(変更後) 別紙のとおり

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和2年6月18日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

別紙のとおり

5 届出年月日

令和4年7月22日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和4年7月26日から令和4年11月26日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和4年11月26日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(変更前)

小売業者		住 所	変更年月日・理由
氏名 (名称)	代表者		
株式会社 フジ	代表取締役 山口 普	愛媛県松山市宮西一丁目 2番1号	

(変更後)

小売業者		住 所	変更年月日・理由
氏名 (名称)	代表者		
株式会社 フジ・リテイリング	代表取締役 山口 普	愛媛県松山市宮西一丁目 2番1号	令和4年3月1日 会社分割による 事業承継
株式会社 モーツアルト	代表取締役 田上 友康	広島市中区堀川町5番2号	平成18年5月9日 入店
株式会社 花菊	代表取締役 新田 輝也	広島市中区江波西一丁目 2番25号	平成16年7月20日 入店
フジパンストアー 株式会社	代表取締役 川端 賢二	愛知県名古屋市瑞穂松園町 一丁目50番	令和元年12月14日 入店